

静波保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 学校法人榛原学園が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 静波保育園
- (2) 所在地 静岡県牧之原市静波 991-5

(施設の目的及び運営方針)

第2条 静波保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「静岡県児童福祉の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第29号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）83人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 48人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月28日厚労告117）及び市の基本理念に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（同第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該保育認定に係る園児に対し、第 7 条に規定する時間の範囲内において、法第 59 条第 1 号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 送迎 保護者による送迎

(4) 食事の提供

(5) その他保育に係る行事等

一時預かり保育 保育支援員 1 名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1 名(常勤専従)

園長は、職員及びの業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 事務長 1 名

運営管理に必要な事務処理、契約事務経理事務等の事務を掌理し所属の職員を指揮監督する。

(3) 主任保育士 1 名 (常勤専従)

主任保育士は地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育士 14 名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理員 2 名以上

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務 1 名

事務長を補佐し、保育園の事務全般を行う。

(保育を提供する日)

第 6 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第 7 条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 15 分から 18 時 15 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とす

る。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時15分から16時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時15分まで又は16時15分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3) 土曜保育

7時15分から18時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、土曜保育については静波保育園、細江保育園、川崎幼稚園合同で行い、場所については細江保育園で行う。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その保育認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる実費の支払いを受けるものとする。

3 当園は、支給認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を必要とした場合については、一時預かり保育で対応をする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 2号認定こどもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定こどもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講

じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、牧之原市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し保存する。(保存期間は市の文書事務取扱規則に準ずる)

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日牧之原市条例第 35 号）第 19 条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費	2号認定子どもに係る給食費	月額 600円
幼児副食費	2号認定子どもに係る副食費	月額予定額 4700円
保護者会費	保護者会活動及び園行事に係る費用	月額 400円
園児保険代	園児団体傷害・園賠償責任共済費用	年額予定額 500円

※ただし、園および市の規定により免除される者を除く。